

令和4年 第13回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和4年12月9日（金）午後3時00分～
2. 場 所	にかほ市温泉保養センター はまなす
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（11名）	1番 佐々木純子 2番 加藤朋光 3番 佐々木鋼記 4番 須田貴志 5番 齋藤一成 7番 須藤孝子 8番 須田 久 9番 佐藤久美子 10番 森 孝良 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 (傍聴人 伊藤盛雄 渡辺 優 須田 淳)
5. 欠席した委員（1名）	6番 巴 朋之
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	9番 佐藤久美子 10番 森 孝良
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 主任 館岡里海
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第19号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【15件】
報告第20号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【1件】
議案第41号	農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について ・・・【1件】

議案第 4 2 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について . . .【 3 件】

議案第 4 3 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について . . .【 1 4 件】

議案第 4 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について . . .【 4 1 件】

◆事務局長 ただ今より、令和 4 年第 1 3 回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
(開会 午後 3 時 0 0 分)

◇会長 皆さん、本日はご苦労様でございます。
今年もあとわずかとなりました。今年の作況指数は、当初、県中央で「やや不良」という見込みでありましたが、先日公表された指数は「不良」という結果となりました。特に、大潟村では「極端な不良」という新聞報道がありましたけれども、実際に皆さんもこのような結果を感じているところではないかと思えます。

先日、全国農業委員会会長代表者集会と県選出国會議員要請集会が東京都で開催されました。国會議員要請集会は、国会開會中ということで、全員出席はかないませんでした。水田活用の直接支払交付金の見直しの件など、県農業委員会大会で決議された事項についてお願いをいたしました。

本日は総会后、研修会も予定されておりますので、私のあいさつはこれぐらいにしまして、議案審議に移りたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

◆事務局長 ありがとうございます。
それではこれより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしく申し上げます。

◇議長 それでは審議に入る前に欠席者を報告します。6 番 巴朋之委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数 1 2 名中 1 1 名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
9番 佐藤久美子 委員 10番 森 孝良 委員の両名をお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

11月18日、中央地区農業委員会会長会の管内視察研修会が、にかほ市の農事組合法人小出ファームで開催され、私と遠藤職務代理、佐々木鋼記委員、事務局職員でご案内しております。

11月30日と12月1日、県選出国會議員要請集会と全国農業委員会会長代表者集会が東京都で開催され、私が参加しております。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書5ページからになります。

報告第19号-1は、農地転用ため解約するものであります。その農地転用につきましては、議案第43号-13へ上程されております。

報告第19号-2は、農地としての利用が困難ということで解約するものです。

報告第19号-3は、借受人が離農するため解約するものです。新たな耕作者については、現在調整中ということです。

報告第19号-4ですが、貸渡人はほ場整備区域の内外に農地を所有しております。区域内は既に解約し、農地中間管理機構と契約しております。当該地は区域外であったため解約していませんでしたが、区域内と同じ耕作者に管理してもらい

たいということで解約するものです。このため、新たな利用権設定として、議案第44号-15に上程されております。

報告第19号-5と6は受人が同一で、高齢により規模縮小のため解約するものであります。

報告第19号-7から10は貸渡人が同一であります。借受人を集落内で再調整するため、解約するものです。

報告第19号-11から15は全て、象潟前川地区ほ場整備事業に係る合意解約であります。当該農地については全て、議案第44号に上程されております。

◇議長

報告第19号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第19号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第20号 農地の転用事実に関する照会について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書9ページからになります。農地の転用事実に関する照会が秋田地方法務局本荘支局よりありました。

当該農地は、金浦字岡の谷地地内の農地であります。位置図、公図を議案書10ページ、11ページに掲載しておりますが、場所は、市役所金浦庁舎から南西約500m、市道金浦中央線を挟んで、XXXXXXXXXXの向かいの住宅地内にある、地目が田の農地です。今回、地目変更登記申請にあたり照会があったものですが、当該地は昭和48年6月に農地転用許可を受けた土地でありましたので、その旨回答しております。

◇議長

報告第20号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第20号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第41号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第41号について説明いたします。議案書12ページになります。

議案第41号は、経営移譲年金受給のための親子間での使用貸借権の再設定であります。契約条件及び受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第41号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第41号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第42号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う貸借権設定の件について を上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は13ページからとなります。

議案第42号-1から3は借受人が同一でありまして、秋田県の河川等環境維持修繕工事による、赤石川の浚渫・伐木工事を請け負っております。工事により発生する伐木の搬出のため、一時的な伐木の集積場所として転用しようとするものです。

申請地は3ヶ所で、議案第42号-1は、

から南に約 200 m、集落に近い川沿いの農地、議案第 42 号-2 は、同じく [REDACTED] から南東に約 360 m、JR 羽越線と国道 7 号線のほぼ中間にある川沿いの農地、議案第 42 号-3 は、大竹地区にある、[REDACTED] から北西に約 240 m にある川沿いの農地であります。

位置図、公図をそれぞれ 20・21 ページ、29・30 ページ、38・39 ページに掲載しております。

申請地は 42 号-1 以外は農振農用地区域内農地であり、原則転用は出来ませんが、3ヶ所とも、仮設等の一時的な利用でありますので、不許可の例外として認められております。現地につきましては、由利地域振興局職員及び小林会長及び須藤委員に確認していただいております。

◇議長

議案第 42 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第 42 号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次に、議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について を上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 41 ページからになります。

件数としては 14 件ありますが、譲受人は 3 者でありますので、譲受人ごとに分けて説明いたします。

まず、議案第 43 号-1 から 3 についてですが、申請地は象潟町字上谷地地内にある農地で、県立仁賀保高校から南東に約 300 m、市道砂田・中山 1 号線と市道下浜山 1 号線の交差点付近にある、地目が畑の農地です。転用申請書、転用計画書を 46 ページから、位置図、公図、土地利用計画図等を 52 ページから掲載しております。

譲受人は、環境衛生事業を営んでおりにかほ市内にも営業所を

構えておりますが、秋田県内での事業拡大を計画しており、現在の営業所では手狭であることから、新たに営業所を整備しようとするものです。

農地区分については、都市計画法の用途地域内にある農地でありますので、転用が許可される第3種農地と判断しております。現地につきましては、由利地域振興局職員及び小林会長に確認していただいております。

次に、議案第43号-4と5についてですが、申請地は10月総会で同意しました、「にかほ農業振興地域整備計画」の農用地区域からの除外の案件と同じ農地でありまして、にかほ市が計画する「若者支援住宅」の用に供するための転用となります。平沢字白幡森地内ほかにある農地で、XXXXXXXXXXから西に約190m、いわゆる「すずらん通り」から南に約120mの位置にある、都市計画法の用途地域に隣接する農地です。転用申請書、転用計画書を56ページから、位置図、公図、土地利用計画図を64ページから掲載しております。

「若者支援住宅」全体の敷地面積は、農地及び農地以外の土地を含め18,753㎡であります。用途地域の中で主に住宅の用に供するために指定している区域内において、市町村等が、住宅を必要とする者に対して賃貸・譲渡する目的で50戸以上の一団地の住宅整備であれば許可を必要としないため、今回の申請面積となったものです。

農地区分については、元々、農振農用地区域内農地でありましたし、10ha以上の一団の農地内にあることから、原則、転用が許可されない第一種農地と判断しておりますが、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するものであって、事業の総面積に占める第一種農地の面積が3分の1を超えないことから、不許可の例外として認められております。現地につきましては、由利地域振興局職員及び遠藤職務代理、佐藤委員に確認していただいております。

最後に、議案第43号-6から14についてですが、ただ今説明した「若者支援住宅」に隣接する一団の農地で、XXXXXXXXXX社員寮に供するための転用であります。所在地としては、平沢字長表地内ほかにある農地で、「すずらん通り」からほぼ南に6枚目の農地までを「すずらん通り」に平行に転用するものです。転用申請書、転用計画書を67ページから、位置図、公図、土地利用計画図を88ページから掲載しております。

事業計画書等にも記載あるとおり、転用目的は■■■■社員寮
であります。転用事業者である■■■■が施設を整備し、
■■■■に貸し付けることとなっております。

農地区分については、都市計画法の用途地域内にある農地
ありますので、転用が許可される第3種農地と判断しておりま
す。現地につきましては、由利地域振興局職員及び遠藤職務代
理、佐藤委員に確認していただいております。

◇議長 議案第43号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ござ
いませんか。

◇議長 暫時休憩いたします。 (午後3時29分)

◇議長 再開いたします。 (午後3時32分)

◇議長 他にございませんか。

◇8番 須田委員 議案第43号-4と5、議案第43号-6から14について
質問します。

この2件の転用について、偶然、同時期に申請が重なったも
のと思いますが、2件合わせるとかなりの面積の開発というこ
とになります。この辺りは排水があまり良くないと伺っていた
記憶がありまして、もし大雨が降った場合、その敷地内の雨水
が一気に水路に流れ込む可能性があると思われれます。そうす
ると、処理しきれなかった水が逆流し、上流の農地が冠水する恐
れがあるのでは、と思われれます。

排水整備に限らず、農業委員会として意見を付けることもあ
っても良いのではないかと考えます。

◇議長 農業委員会として、条件がそろえば許可相当と判断するの
ではなく、総会時の意見を付して県に進達することも考えていき
たいと思います。

◆事務局長

少し補足説明します。

若者支援住宅について、議案書63ページの被害防除計画書
と66ページの土地利用計画図をご覧ください。

被害防除計画書の「排水計画」にもありますとおり、排水路
への流入量の増大を抑制するため、一時的に調整池に貯留して
から放流する、という計画になっております。土地利用計画図
の文字が小さくて見にくいですが、敷地全体の東側に「調整池」

とありまして、一旦、こちらに雨水を貯めて、少しずつ排水する計画となっております。

社員寮については、水路の改良及び新設で対応する計画となっておりますが、排水の状況によっては、近くを流れる「大沢川」へ直接排水することも検討されているようですので、確認して、開発事業者へ要請したいと思います。

いずれにしましても、排水計画については、土地改良区と十分に協議して、同意を得たものと認識しております。

◇議長 他にございませんか。

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第43号-1から3について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長 次に、議案第43号-4及び5について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長 続いて、議案第43号-6から14について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長 次の議案に移ります。

議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書9 1 ページからとなります。市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定の計画が合わせて41件でありまして、うち賃借権の新規が33件、再設定が7件、使用貸借権の新規が1件で、利用権設定の総面積は216,348㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

始めに、議案第44号-1から14までを説明いたします。

議案第44号-1は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-2は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-3と4は渡人、受人とも同一であり、第44号-3は賃借権の新設、第44号-4は使用貸借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-5は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-6から9は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-10は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-11は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第44号-12から14は渡人が同一であり、いずれも賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第44号-1から14までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第44号-1から14について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長 次の議案第44号-15から20は、4番 須田貴志委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈4番 須田貴志委員退席〉 (午後3時49分)

◇議長 議案第44号-15から20について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書99ページからになります。

議案第44号-15から20は受人が同一であり、いずれも農地中間管理事業を利用した賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

なお、第44号-15は、報告第19号-4でも説明しておりますとおり、当該地はほ場整備区域外にある農地ですが、渡人は、ほ場整備区域内にも農地を所有しており、そちらの農地は、既に農地中間管理機構をとおして利用権を設定しております。区域外の農地についても、同じ受人に管理してもらいたいとのことでの利用権設定であります。貸借の期間を区域内の終期に合わせるため、期間が19年9ヶ月となっているものです。

◇議長 議案第44号-15から20の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第44号-15から20については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

- ◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。
- 4番 須田貴志委員の入室を許可します。
- 〈4番 須田貴志委員着席〉 (午後3時51分)
- ◇議長 次の議案第44号-21と22は、私に関連ありますので、私が退席する間、議事の進行は、にかほ市農業委員会運営規則第3条の規定に基づき、会長職務代理者が議長になりまして進めさせていただきます。
- 職務代理よろしくお願いたします。
- ◇議長 (会長職務代理) それでは、次の議案第44号-21と22は、12番 小林豊委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。
- 〈12番 小林 豊委員退席〉 (午後3時52分)
- ◇議長 (会長職務代理) 議案第44号-21と22について、事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書103ページ、104ページになります。
- 議案第44号-21と22は、ほ場整備に係る農地中間管理事業を利用した賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。
- ◇議長 (会長職務代理) 議案第44号-21と22の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 (会長職務代理) ご質問、ご意見ないようであれば、議案第44号-21と22について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・

- ◇議長（会長職務代理） 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。
- 12番 小林 豊委員の入室を許可します。
- 〈12番 小林 豊委員着席〉 (午後 3 時 5 4 分)
- ◇議長（会長職務代理） 小林 豊委員が戻りましたので、ここで議長を交代いたします。
- ◇議長 次の議案に移ります。
- 議案第 4 4 号－2 3 から 4 1 について、事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書 1 0 4 ページ下段からになります。
- 議案第 4 4 号－2 3 から 4 1 も、ほ場整備に係る農地中間管理事業を利用した賃借権の新設で、2 3 から 4 0 までは受人が同一となっております。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。
- ◇議長 議案第 4 4 号－2 3 から 4 1 までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようであれば、議案第 4 4 号－2 3 から 4 1 について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。
- 以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
- これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。
- (閉会 午後 3 時 5 6 分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和4年12月9日

議事録署名委員

総会議長 会 長

委 員 9 番

委 員 10 番
